

お客様各位

高松信用金庫

たかまつしんきんケイエール利用規約の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高松信用金庫では、下記の通り「たかまつしんきんケイエール利用規約」を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定日

令和7年3月31日

2. 主な改定事項

改定規約名	主な改定事項
たかまつしんきんケイエール利用規約 (信用金庫－顧客間)	ケイエール解約後のデータの取扱いにかかる規約を追加

3. 新旧対照表

旧	新
第3条 1.～2. (省略) 3.当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、 <u>利用者用のID</u> を発行し、所定の方法により登録手続きをご案内します。ただし、当金庫は利用申込者のお取引実績等を適宜総合的に判断の上、本サービスのお申込みを承諾しないことがあります。	第3条 1.～2. (省略) 3. 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、 <u>本登録用のURL</u> を発行し、所定の方法により登録手続きをご案内します。ただし、当金庫は利用申込者のお取引実績等を適宜総合的に判断の上、本サービスのお申込みを承諾しないことがあります。
第20条 (解約) 1. (省略) 2. (新設) 3. (新設)	第20条 (解約) 1. (省略) <u>2.利用者は本サービスの解約後、再度本サービスの利用の登録を希望する際は、再度、登録手続を行う必要があります。利用者は再度の登録手続によっても、解約前の利用事業者情報、顧客口座情報その他の情報が復元または引継ぎされないことを予め承諾するものとします。</u> <u>3.利用者は、本サービスの解約後も利用事業者情報、顧客口座情報その他の情報を利用する場合、自己の責任において当該情報を保全し、当金庫は当該情報を引き渡す義務を負わないものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。</u>

以上